

石川県公報

平成27年10月9日
第12841号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告		監 査 委 員	
○一般国道の区域の変更	(道路整備課) 1	○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告	(農業政策課) 9	○財政的援助団体等監査結果公表	10
○県道の区域の変更	(同) 1	○基本測量終了公告	(監理課) 10	○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	11
○県道の供用の開始	(同) 2	○公共測量実施公告	(同) 10		
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 2	○指定構造計算適合性判定機関の委任公告 (建築住宅課)	10		
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 3				

告 示

石川県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成27年10月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
304号	金沢市清水谷町ホ117番丙1地先から 金沢市清水谷町カ10番10地先まで 及び 金沢市清水谷町ヘ66番13地先から 金沢市清水谷町ト138番1地先まで	旧	8.04 ~ 31.78	602.4	県央土木 総合事務所 維持管理課
		新	8.04 ~ 42.17 及び 10.20 ~ 94.16	602.4 及び 385.8	

石川県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成27年10月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	
高屋出田線	珠洲市若山町鈴内四壺部23番1地先から 珠洲市若山町鈴内四壺部23番1地先まで	旧	6.89 ~ 13.02	39.0	珠洲土木 事務所 維持管理課
		新	9.57 ~ 14.90	39.0	
〃	珠洲市若山町鈴内四壺部21番2地先から 珠洲市若山町鈴内四壺部21番2地先まで	旧	6.42 ~ 15.80	20.5	〃
		新	6.42 ~ 15.80	20.5	

〃	珠洲市若山町出田五参部41番1地先から	旧	5.92 ~ 35.32	176.3	〃
	珠洲市若山町広栗ホ部1番2地先まで	新	7.76 ~ 51.18	176.3	
〃	珠洲市馬縹町エ字1番2地先から	旧	7.28 ~ 17.33	40.1	〃
	珠洲市馬縹町エ字1番2地先まで	新	9.28 ~ 17.33	40.1	
〃	珠洲市馬縹町エ字1番2地先から	旧	6.50 ~ 11.90	23.2	〃
	珠洲市馬縹町エ字1番2地先まで	新	11.10 ~ 14.44	23.2	

石川県告示第490号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成27年10月9日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
高屋出田線	珠洲市若山町鈴内四壺部23番1地先から 珠洲市若山町鈴内四壺部23番1地先まで	平成27年10月9日	珠洲土木事務所 維持管理課
〃	珠洲市若山町鈴内四壺部21番2地先から 珠洲市若山町鈴内四壺部21番2地先まで	〃	〃
〃	珠洲市若山町出田五参部41番1地先から 珠洲市若山町広栗ホ部1番2地先まで	〃	〃
〃	珠洲市馬縹町エ字1番2地先から 珠洲市馬縹町エ字1番2地先まで	〃	〃
〃	珠洲市馬縹町エ字1番2地先から 珠洲市馬縹町エ字1番2地先まで	〃	〃

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
沖 野 一 晃	県内全域	七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック
岩 田 成 志	〃	〃
宮 田 康 一	〃	〃
山 本 怜 奈	〃	〃
水 口 義 規	〃	〃
豊 田 洋 平	〃	〃
鈴 木 拓 馬	〃	〃

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン金沢店

金沢市福久二丁目24番地ほか55筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）イオン金沢店

金沢市福久町ニ32番地ほか

（変更後）イオン金沢店

金沢市福久二丁目24番地ほか55筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社マイカル

代表取締役 松井 博史

大阪府大阪市中央区久太郎三丁目1番30号

ほか13者

（変更後）イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか10者

3 変更の年月日

平成27年2月1日

4 変更する理由

2(1)においては、所在地の町名変更のため

2(2)においては、設置者の代表者変更のため

2(3)においては、小売業者の社名・住所・代表者名の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

平成27年9月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成27年10月9日から平成28年2月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年2月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン杜の里ショッピングセンター
金沢市もりの里一丁目70番地
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか21者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか19者
- 3 変更の年月日
平成27年3月1日
- 4 変更する理由
2(1)においては、設置者の代表者変更のため
2(2)においては、小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため
- 5 届出年月日
平成27年9月25日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成27年10月9日から平成28年2月9日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成28年2月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン小松店
小松市平面町ア69
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一

- 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか18者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか14者
- 3 変更の年月日
平成27年2月1日
- 4 変更する理由
2(1)においては、設置者の代表者変更のため
2(2)においては、小売業者の住所・代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため
- 5 届出年月日
平成27年9月25日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済観光文化部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
平成27年10月9日から平成28年2月9日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成28年2月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン加賀の里ショッピングセンター
加賀市上河崎町47番地1
- 2 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか17者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか11者
- 3 変更の年月日
平成27年7月31日

4 変更する理由

2(1)においては、設置者の代表者変更のため

2(2)においては、小売業者の代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

平成27年9月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市経済観光部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

平成27年10月9日から平成28年2月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年2月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモールかほく

かほく市内日角タ25番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) イオンかほくショッピングセンター

かほく市内日角タ25番

(変更後) イオンモールかほく

かほく市内日角タ25番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか65者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか65者

3 変更の年月日

平成27年7月18日

4 変更する理由

2(1)においては、大規模小売店舗の名称の変更のため

2(2)においては、設置者の代表者変更のため

2(3)においては、小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

平成27年9月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及びかほく市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成27年10月9日から平成28年2月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年2月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン松任ショッピングセンター

白山市平松町102番地1ほか24筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) イオン松任ショッピングセンター

白山市平松町102番地1ほか

(変更後) イオン松任ショッピングセンター

白山市平松町102番地1ほか24筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか22者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか18者

3 変更の年月日

平成27年8月31日

4 変更する理由

2(1)においては、店舗の所在地を明確にするため

2(2)においては、設置者の代表者変更のため

2(3)においては、小売業者の社名・住所・代表者氏名の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

平成27年9月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

平成27年10月9日から平成28年2月9日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成28年2月9日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン御経塚店
野々市市御経塚2丁目91番地
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マイカル
代表取締役 松井 博史
大阪府大阪市中央区久太郎三丁目1番30号
ほか20者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか33者
 - 3 変更の年月日
平成27年2月1日
 - 4 変更する理由
2(1)においては、設置者の代表者交代のため
2(2)においては、小売業者の社名・住所・代表者氏名の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため
 - 5 届出年月日
平成27年9月25日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
平成27年10月9日から平成28年2月9日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成28年2月9日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン野々市南店
野々市市上林四丁目747番地
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 梅本 和典
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 村井 正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

株式会社セリア

代表取締役 河合 宏光

岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

株式会社セリア

代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外濶 2 丁目 38 番

- 3 変更の年月日

平成 27 年 2 月 1 日

- 4 変更する理由

2(1)においては、設置者の代表者変更のため

2(2)においては、小売業者の代表者変更のため

- 5 届出年月日

平成 27 年 9 月 25 日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

- 7 届出等の縦覧期間

平成 27 年 10 月 9 日から平成 28 年 2 月 9 日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成 28 年 2 月 9 日

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県商工労働部経営支援課

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成 27 年 10 月 9 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
中 研一	珠洲市若山町火宮 2-102	珠洲市若山町火宮いの部 1 ほか 5 筆

- 2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

- (2) 縦覧期間

平成 27 年 10 月 9 日から同月 22 日まで

- 3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

基本測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 (空 中 写 真 撮 影 ・ オ ル ソ 作 成)	平成26年6月2日から 平成27年9月24日まで	小松市、加賀市、白山市

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小松市長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (市 道 粟 津 駅 西 側 線 道 路 詳 細 設 計 業 務)	平成27年9月24日から 同年12月18日まで	小松市西部地域

指定構造計算適合性判定機関の委任公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委任した。

平成27年10月9日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
一般財団法人日本建築総合試験所
大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域
県内全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
大阪府大阪府中央区内本町二丁目4番7号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
全ての判定の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始日
平成27年10月9日

監 査 委 員

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成26年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、浜田 孝 監査委員は公益財団法人石川県下水道公社の監査に加わらなかった。

平成27年10月9日

石川県監査委員 宮 下 正 博
 同 谷 内 律 夫
 同 浜 田 孝 代
 同 岡 部 朋 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
公益財団法人いしかわ緑のまち基金	平成27年9月3日	当該団体の出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
公益財団法人いしかわ女性基金	〃	〃
公益財団法人石川県埋蔵文化財センター	〃	〃
公益財団法人いしかわ子育て支援財団	〃	〃
能登空港ターミナルビル株式会社	平成27年9月7日	〃
公益財団法人石川県下水道公社	〃	〃
公益財団法人石川県国際交流協会	〃	〃

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年10月9日

石川県監査委員 宮 下 正 博
 同 谷 内 律 夫
 同 浜 田 孝 代
 同 岡 部 朋 代

(別 紙)

里 第 352 号
 平成27年9月18日

石 川 県 監 査 委 員 様

石川県知事 谷 本 正 憲

平成27年9月2日付け石監査第297号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。	里山振興室	公用車の運転には交通関係法規を遵守し、安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に対し周知徹底を図りました。 また、事故を起こした当該職員には、運転技術の改善・向上を図るため「自動車運転技術向上研修」の受講を指示しました。 今後このようなことがないように、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。

